

芝山鉄道利用者駐車場利用料金改定について

芝山鉄道利用者駐車場において、近隣民間駐車場との格差是正と駐車場運営継続のため、4月1日より次のとおり利用料金を改定します。

ご利用になる皆様に大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

	定期駐車券				現金利用	
	3カ月		1カ月		右以外の方	多古・芝山町民の方
	右以外の方	多古・芝山町民の方	右以外の方	多古・芝山町民の方		
変更前	9,000円	6,000円	3,000円	2,000円	300円	200円
変更後	15,000円	9,000円	5,000円	3,000円	変更なし	変更なし

お問合せ●企画空港政策課空港地域振興係☎76-5409

ごみ分別方法について ~ペットボトルキャップおよびラベルの分別~

ペットボトルの本体は「ペットボトル」として資源ごみ袋で出してください。キャップとラベルは「プラスチック容器類」と一緒に出してください。ラベルは従来より分別をお願いしていますが、品質向上のため今後は分別を強化してまいりますので、ご協力をお願いします。

なお、キャップについてはNPO法人を通じて発展途上国へポリオワクチンを支援する活動をしています。回収ボックスは役場・コミュニティプラザ・中央病院・各小中学校に設置していますので、ぜひご利用ください。

お問合せ●生活環境課環境係☎76-5406



地方創生拠点施設の管理運営候補者を決定しました



4月の開設に向けて管理運営団体を募集していた地方創生拠点施設(旧多古中央保育所)について、公募型プロポーザル(企画提案)方式による審査の結果、「NPO法人観光・交流・助け合いネット多古」が事業実施候補者に決定しました。

今後、町と団体が協働し、町の魅力発信や各種観光情報の提供など移住・定住・交流の促進に向けた複合施設として、町民の皆さんや町外からお越しの皆さんに活用していただけるよう準備を進めてまいります。

お問合せ●企画空港政策課地方創生担当課☎76-5409

全国一斉の緊急情報伝達訓練を行います

地震や津波、武力攻撃などの緊急情報を、国から瞬時に伝達する「アラートシステム」の訓練です。

とき●3月14日(水)

午前11時頃「これは、アラートのテストです」と防災無線で放送します。

※実際に災害等が迫っている場合は、訓練を中止することがあります。

お問合せ●総務課交通防災係☎76-2611



道路への土砂の流出防止対策をお願いします

風や雨が原因で、畑や山林などの土砂が流出して、道路や側溝等に堆積することが多くみられます。道路上に堆積した土砂は、人や車の通行の妨げとなるだけでなく、側溝の排水不良により冠水の原因にもなります。また、沿道の土地が道路より高い場所では、自然に土砂が道路に流出することもあります。

耕作者や農地・山林などをお持ちの方は、周りに草木を植えたり、土が流れ出さないように土留め(柵)を設置するなど、道路への土砂流出防止対策を実施していただきますようご協力をお願いします。

【主な対策例】

- 除草剤の使用を抑え、法面の草をできるだけ残す
- 法面に植物を植えて法面を保護
- 防砂ネットの設置など

お問合せ●都市整備課土木管理係☎76-5407



法面の草をできるだけ残す



法面に土留め(柵)を設置

期限間近です！ 一確定申告

～所得税と町県民税の申告相談～【役場は防犯上の都合により午前8時開錠】

町では申告相談を行っています。期限間近は混雑が予想されますので、お早めにご相談ください。

日時●3月15日(木)まで(土・日を除く。ただし、3月11日(日)は休日相談を実施します)

午前9時～正午、午後1時～5時(受付は午前8時30分～午後4時)

会場●役場2階 第4会議室

お問合せ●税務課課税係☎76-5402

申告・納税期限(平成29年分)

- 所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(木)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 4月2日(月)

口座振替納付日

- 所得税および復興特別所得税 4月20日(金)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 4月25日(水)

※引き落とし前日までに残高確認をお願いします。

お問合せ●佐原税務署☎0478-54-1331(音声案内)

5千万円を超える財産が国外にある方は「**国外財産調書**」の提出が義務付けられています。詳しくは税務署にお問い合わせください。

※国税庁のホームページで所得税の確定申告書などが作成できます。

国税庁 確定申告

検索

地震などの災害に備えましょう

家具転倒防止器具取付促進事業について

家具の転倒による人的被害を軽減するため、転倒防止器具を取り付ける事業を実施しています。

●対象世帯

次の①から③のいずれかに該当し、世帯全員の町民税が非課税の世帯

- ① 65歳以上の者で構成される世帯
- ② 障害者のみで構成される世帯
- ③ 65歳以上の者と障害者で構成される世帯

※対象となる障害者は「身体障害者手帳1級または2級の方」「療育手帳の交付を受けている方」「精神障害者福祉手帳1級の方」です。

●工事方法および限度額

申請に基づき、町が業者委託により取付工事を行います。1世帯1回限りで、工事費用が1万円までを限度とします。

お問合せ●総務課交通防災係☎76-2611

